



群労発基 0714 第1号
令和7年7月14日

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本清 殿

群馬労働局長
上野康博

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第8号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。